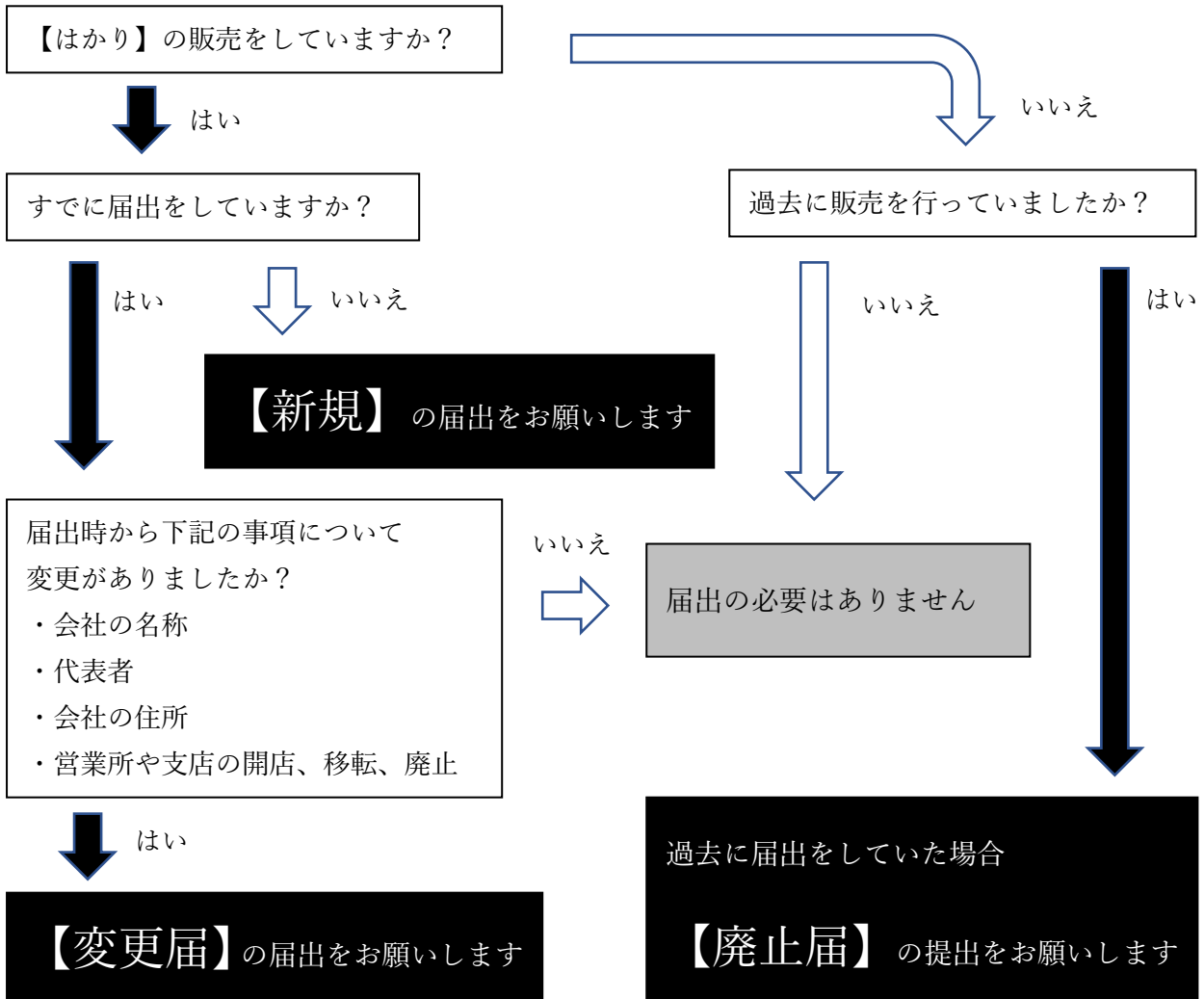


届出は無料です!!

【はかり】の販売には 届出が必要です

計量法第51条により

はかり（家庭用の体重計、ベビースケール及びキッチンスケールを除く）の販売をされる方は
事業所所在地の都道府県に届出が必要です。



各種様式は 計量検定所のホームページにございます。またご連絡いただければ様式を送らせていただきます。
ホームページは【長崎県計量検定所】で検索してください

《連絡先》 長崎県計量検定所 〒850-0047 長崎県長崎市銭座町3番3号
TEL:095-844-9892 Mail: s16071@pref.nagasaki.lg.jp